

専門医制度に関する内規

■2012(平成 24)年 5 月 26 日理事会承認

・日本顎顔面インプラント学会認定研修施設に関する内規

当学会認定施設において、転勤や異動等により指導医が不在となった場合に関する内規を下記のとおり定める。

1. 前任の指導医もしくは施設の施設長に確認し、その後の新任の在籍予定や非常勤指導医の在籍の有無を確認し、不在となった日から 2 年間は研修施設として有効とする。
2. この内規は 2012 年 5 月 26 日より施行する。
この内規は 2022 年 2 月 10 日をもって無効とする。
(2022 年 2 月 10 日理事会承認)

■2014(平成 26)年 11 月 28 日理事会承認

・専門医・指導医・研修施設・准研修施設認定料について

	審査料	登録料	更新
専門医	3 万円	5 万円	審査料 2 万円+登録料 1 万円
指導医	3 万円	5 万円	審査料 2 万円+登録料 1 万円
研修施設	1 万円	5 万円	審査料 1 万円+登録料 2 万円
准研修施設	1 万円	3 万円	審査料 1 万円+登録料 1 万円

1. 専門医資格保持者は専門医更新済みの場合、指導医更新審査料は免除する。
※2016 年 2 月 20 日理事会承認により追加
2. 2018 年 5 月 19 日理事会にて関連研修施設の名称を准研修施設とすることが承認された。

■2016(平成 28)年 2 月 20 日理事会承認

・施設長不在施設の顎顔面インプラント暫定指導医の申請について

施設長不在の公益社団法人日本顎顔面インプラント学会指導医申請の診査は暫定指導医申請条件(平成 19 年 12 月 2 日総会承認, 平成 20 年 8 月 2 日理事会一部修正)に準じて下記の通り行う。

対象者

研修施設のない大学レベルの機関あるいは研修施設長不在の研修施設に常勤として所属し、インプラントおよび関連手術に関する診療実績を有する者

(1) 申請資格:

- 1) 日本国の歯科医師または医師免許を有し、良識ある人格を有する者
- 2) 歯科医師または医師免許登録後、3年以上継続して本学会会員であること
- 3) (社)日本口腔外科学会専門医取得後 3年以上指定研修施設で診療実績のある者もしくはそれに準ずる者
- 4) BLS もしくは ICLS コースを終了していること
- 5) 下記のいずれかの条件を満たすこと
 - ①現在および過去に(社)日本口腔外科学会指導医で研修指定機関長についてはインプラントおよび関連手術 20 症例の経験があること
 - ②(社)日本口腔外科学会指導医についてはインプラントおよび関連手術 50 症例の経験があること
 - ③(社)日本口腔外科学会専門医取得後 3 年以上指定研修施設で診療実績のある者についてはインプラントおよび関連手術 100 症例の経験があること
 - ④上記以外の者についてはインプラントおよび関連手術 150 症例の経験があること上記症例については術後 1 年以上観察した症例であること
- 6) 公益社団法人日本顎顔面インプラント学会専門医制度施行細則に指定する論文掲載雑誌に掲載されたインプラントおよび関連する論文実績を 5 編以上有すること
- 7) 暫定指導医取得後 5 年以内に専門医を取得すること

(2) 判定: 専門医制度委員会が審査を行い、理事会で最終判定を行う。

(3) 審査料および登録料

審査料: 3万円 登録料: 5万円とする。

(4) 申請があった場合に随時行う。

■2016(平成28)年2月20日理事会承認

・専門医と指導医の両方の資格を有する会員の更新に関する内規

専門医と指導医の両方の資格を有する会員に関しては申請内容が重複し、更新申請が煩雑になることが予想される。今後は専門医の更新をもって次回の指導医の更新とする。その際審査料は無し、更新登録料は1万円を請求する。

■2020(令和2)年7月19日理事会承認

・日本顎顔面インプラント学会認定証再発行に関する内規

1. 認定証紛失時の再発行の費用は、登録料の半額(研修施設¥10,000, 専門医および指導医¥5,000)とする。
2. この内規は2020年7月19日より施行する。

■2020(令和2)年8月22日理事会承認

・専門医, 指導医等の申請および更新に際しての診療実績の症例について

申請するインプラント埋入手術症例および骨造成手術症例は1口腔1症例とする。ただし、インプラント埋入手術症例でも日を異にした骨造成手術症例は別の1症例としてもよい。

■2021(令和3)年3月2日理事会承認

・准研修施設の施設長に関する内規

准研修施設の施設長は他の准研修施設長と重複はできない。

・専門医, 指導医等の申請および更新に際しての診療実績の症例について

インプラント治療に関連した軟組織処置症例(口腔前庭拡張術や歯肉移植術等)は診療実績報告には含まれない。

■2025年(令和7)年3月18日理事会承認

顎顔面インプラント学会専門医制度規則 暫定指導医について

第1章 暫定指導医の認定

顎顔面インプラント学会における施設長不在の研修機関(研修施設および准研修施設)ならびに新規研修機関における顎顔面インプラント学会暫定指導医の申請・審査については 暫定指導医申請内規(2025年3月18日理事会承認)に準じて下記の通り行う。

第1節 暫定指導医の役割

第1条 暫定指導医は研修施設長(准研修施設長)として、その施設に所属する学会員の診療ならびに研究の指導にあたらなければならない。なお、指導した内容については診療実績(研究実績)として認める。

第2条 暫定指導医は研修機関の運営ならびに研修指導に携われるが、広告可能なインプラント歯科専門医制度の認定指導医(以下機構専門医)にはあたれない。

第2節 暫定指導医申請資格

第1条 暫定指導医の認定を申請する者の資格については規則2条～5条に定めるものとする。

第2条 研修施設長不在の研修機関および研修機関でない歯学部または医学部の付属病院およびその分院、病院歯科(入院施設のある診療所を含む)に常勤医として所属し、インプラント治療および関連手術に関する診療実績を有すること

申請資格

- 1) 日本国の歯科医師免許を有し、良識ある人格を有すること
- 2) 歯科医師登録後、通算5年以上本学会会員であること
- 3) 研修施設に常勤として3年以上診療実績のある者もしくはそれに準ずるもの
- 4) 暫定指導医申請者が、研修機関以外の医療機関または外国の医療機関において、インプラントに関連した研究や診療に従事した場合は、専門医制度委員会において調査の上、その在籍期間を換算して、研修期間に通算することができる。
- 5) 申請時に常勤の指導医が在籍している場合には申請できない。

第3条 次の各号に定める項目について、所定の研修実績を修めなければならない

- 1) 学会参加および発表:直近の5年間に本学会が主催する学術大会に2回以上参加すること。さらに本学会学術大会で1回以上筆頭者として発表すること。
- 2) 研修会参加:直近の5年間に本学会が主催、もしくは指定する教育研修会に2回以上参加しなければならない。なお、研修会には本学会が単独で行う研修会と口腔四学会合同の研修会があり、1回は本学会が単独で行う教育研修会に参加しなくてはならない。
- 3) 救命救急研修:BLS, ACLS, あるいは ICLS の研修会参加実績を有しなければならない。

第4条 暫定指導医申請者は、所定の診療実績を修めなければならない

- 1) 研修機関を継続するための暫定指導医申請は(社)日本歯科医学会の分科会のうち歯科インプラントに関係する学会の指導医においては、インプラント埋入手術、インプラントに関連した骨造成手術およびインプラント除去手術を合わせて50症例以

上の経験があること。同じく専門医においては専門医取得後 3 年以上の診療実績に加え、インプラント埋入手術、インプラントに関連した骨造成手術およびインプラント除去手術を合わせて 100 症例以上の経験があること。

2) 新規研修機関を申請するための暫定指導医申請は(社)日本歯科医学会の分科会のうち歯科インプラントに関係する学会の指導医においてはインプラント埋入手術、インプラントに関連した骨造成手術およびインプラント除去手術を合わせて 100 症例以上の経験があること。同じく専門医においては専門医取得後、本学会の研修機関で 3 年以上の診療実績に加え、インプラント埋入手術、インプラントに関連した骨造成術およびインプラント除去手術を合わせて 100 症例以上の経験があること。なお新規研修機関申請は暫定指導医取得後でなければならない。

3) インプラント埋入手術については上部構造装着後2年以上観察した症例であること。インプラントに関連した骨造成手術については術後1年以上経過観察した症例であること。インプラント除去手術については治癒を確認した症例であること。なお、これらは申請者が治療あるいは指導を行った症例であること。

第5条 暫定指導医申請者は、次の各号に定められた論文業績を有すること

1) インプラントおよび関連する学術論文を6編以上発表すること。6編のうち1編は、顎顔面インプラント学会誌に掲載されたものでなければならない。

2) 本学会専門医制度施行細則に指定する論文掲載雑誌に掲載されたインプラントおよび関連する論文は業績として認める。また、「指定学術雑誌」以外の論文については、専門医制度委員会の審査により、論文業績として認めることがある。

第6条 暫定指導医取得後 5 年以内に「インプラント歯科専門医(機構専門医)」を取得し、顎顔面インプラント学会認定指導医申請すること。

第3節 審査と判定

第1条 専門医制度委員会が審査を行い、理事会で最終判定を行う。

第2条 審査は書類審査ならびに口述試験とする。

第3条 審査は申請があった場合に随時行う。

第4条 その他

1) 審査料および登録料 審査料：3万円 登録料：5万円とする。

2) 暫定指導医制度は次の専門医制度規則改訂時に見直すこととする。

3) この内規(新)は 2025 年 4 月1日から施行する。ただし 2027 年 3 月 31 日までは

従来の内規も併用する。

【注釈】

- ※1 研修(准研修)施設とは本学会研修(准研修)施設を指す。
- ※2 指導医・専門医とは本学会認定指導医・専門医を指す。
- ※3 常勤とは1週間に3日以上診療に携わっていること

【申し合わせ事項】

- ※1 過去に入会したが任意で脱会したものが復帰する場合には脱会していた期間の年会費を納めなければならない。
- ※2 暫定指導医の更新は一回のみ認める。更新申請内容は「インプラント歯科専門医(機構専門医)」の施行時更新基準に準ずる。

この内規は2025年4月1日より施行する。

また、2016(平成28)年2月20日理事会承認の「施設長不在施設の顎顔面インプラント暫定指導医の申請について」は本内規と合わせ2027年3月末日まで有効とする。